

## 耐震診断の結果の公表に関する補足説明

## ■ 耐震診断の結果の公表の項目について

## 耐震診断の結果の公表例

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	①	②	③		④
				耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果	内容	実施時期	備考
〇〇	〇〇〇〇	〇〇市〇〇〇	〇〇	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.20$ $C_{10} \cdot S_D=0.45$ ( $I_{s0}=0.6, Z \cdot R_1 \cdot G \cdot U=1.0$ )	〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

## ① 耐震診断の方法の名称

耐震診断とは、地震に対する安全性を評価することです。耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断は、平成18年国土交通省告示第184号の別添及び平成27年国住指第3435号の技術的助言の別表に記載された方法により行うこととなっており、耐震診断の結果の報告書に記載された耐震診断の方法を記載しています。

## ② 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果

- ・構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性は、耐震診断の結果により算出された耐震指標値等を耐震診断の方法に対応する附表に照らし合わせることにより、Ⅰ、Ⅱ又はⅢに区分されます。
- ・報告を受けた建築物がエキスパンションジョイントなどで構造上分離され、分離された部分ごとに耐震診断を行っている場合には、それぞれの耐震診断の方法と耐震診断の結果を記載しています。
- ・建築物の耐震改修工事が完了している場合には、補強設計時の耐震診断の結果を記載しています。
- ・また、補強設計を行い、耐震改修工事に着手している旨の報告を受けている場合には、「耐震改修工事中」と記載しています。

構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する <u>危険性が高い。</u>	大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する <u>危険性がある。</u>	大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する <u>危険性が低い。</u>

※構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示します。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされています。

※附表に掲げる耐震診断の方法のうち、「○」印のある方法における安全性の区分については、補正係数(表中のU及び $I_{s0}$ を算出する際に用いるU)を1.0とした場合を示しています。

## ③ 耐震改修等の予定

Ⅰ、Ⅱに区分される建築物で耐震改修や建て替えなどの工事を行う予定のある物については、報告内容に基づき、その内容及び実施時期を記載しています。報告書に記載がない場合には、「-」と記載しています。

Ⅲに区分される建築物については、斜線をひいています。

## ④備考

所管行政庁が必要と認めた事項及び報告書に記載された事項を記載しています。

## ■ 耐震診断の結果の公表内容の更新について

公表内容は、建築物の耐震改修が行われたことなどにより状況に変化があり、当該建築物の所有者からの耐震診断の結果の変更等報告書を受領後、その内容を更新します。

また、対象建築物が除却された場合などは削除します。